

乙種防火管理講習（乙種防火管理者資格取得講習）

- 1 目的
消防法施行令第3条第1項第2号イに定める資格を与えるものとする。
- 2 日時
令和4年10月12日（水）
受付時間 午前9時00分から午前9時20分まで
講習時間 午前9時30分から午後4時10分まで
- 3 場所
海部南部消防組合消防本部3階大会議室
愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地
電話 0567-52-3143
- 4 受講申込み
令和4年8月31日（水）までに、防火管理講習受講申込書を提出してください。
なお、防火管理講習受講申込書には、写真を1枚貼り付けてください。
写真は6か月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面上三分身像で大きさが縦4cm×横3cmで裏面に氏名を書いてください。
- 5 受講料（テキスト代）
1,700円
テキストは、講習当日に現金と引換えとなりますので、おつりのないよう
準備をお願いします。テキスト代の領収書は当日発行します。
- 6 講習科目
防火管理の意義及び制度、火気の管理及び監督、施設及び設備の維持管理、
防火管理に係る消防計画、防火管理に係る訓練（水消火器）及び教育、効果測
定とする。
- 7 受講対象者
乙種防火管理の資格の取得を希望する者
- 8 定員
30名程度
- 9 修了証の交付
全ての科目を修了した者に交付させていただきます。
- 10 昼食
講習会場には、レストラン等の施設がありませんので、昼食は、各自で準備
してください。また、講習会場での飲食は、新型コロナウイルス感染症拡大防
止を考慮し、禁止します。

11 講習の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期します。詳しくは、海部南部消防組合消防本部予防課へ講習日の午前7時30分から午前8時までの間に問い合わせてください。

○延期の場合の講習日時（延期日）

令和4年10月19日（水）

午前9時30分から午後4時10分まで

（受付時間 午前9時00分から9時20分まで）

12 講習の中止

愛知県下に緊急事態宣言等が発令されている場合は、講習を令和4年10月19日（水）に延期しますが、予備日においても継続している場合は中止とします。

問い合わせ先

海部南部消防組合消防本部予防課査察指導係

電話 0567-52-3143（直通）